様式12

**社会保険等に関する誓約書**

１当社は、本書の提出日において、次の保険に適法に加入しています。

（※該当する保険をマークしてください。）

□　雇用保険　　　　　　□　健康保険　　　　　　□　厚生年金保険

２（１）当社は、本書の提出日において、次の保険が、法令で適用除外とされています。

（※該当する保険をマークしてください。）

□　雇用保険　　　　　　□　健康保険　　　　　　□　厚生年金保険

（２）法令で適用除外である理由は、次のとおりです。

（※該当するものにマークし、必要事項を記載してください。）

□　従業員規模等による（従業員　　　　人）

□　国民健康保険組合への加入による

□　その他（　　　　　　　　　　　　　　）

３　当社は、当社が受注者となったときは、社会保険等に未加入の建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第３項に定める建設業者をいい、加入義務がない者を除く。以下「未加入者」という。）を、下請負人（第二次以下の下請契約の当事者を含む。以下同じ。）としません。

また、当社は、施工体系図を作成し提出する際は、建設業許可業者である下請負人における社会保険等の加入状況を適切に確認します。

さらに、貴団体から当社に対し、未加入者である下請負人への加入指導を求められた場合は、適切に指導を行います。

以上、誓約します。なお、本書に記載した事項と事実が相違するときは、いかなる措置を受けても異議ありません。

関西広域連合長

　仁坂　吉伸　様

令和　　年　　月　　日

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（契約書に押印する印鑑と同一印）

※本書において、雇用保険とは雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険を、健康保険とは健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険を、厚生年金保険とは厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険をいい、これらを総称して「社会保険等」といいます。

　また、建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第３項に定める建設業者を「建設業許可業者」といいます。

※自らが「法令で適用除外」に該当するかどうかを確認しようとするときは、雇用保険については[厚生労働省（公共職業安定所）](http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html)に、健康保険及び厚生年金保険については[日本年金機構（年金事務所）](http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html)にお問い合わせください。